

協定項目番号	23-6	合併協定項目	各種事務事業(交通関係)の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整の方針(案)		1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
自主運行バス		銭形のりあいバス ・路線等 観音寺港を始発とし、市内を八の字に巡回。1日1便。 ・運賃 1回 100円 6歳未満 無料 ・運行方法 委託方式 市内の一般貸切旅客自動車運送事業者に委託 ・乗車定員 29人	巡回バス(自家用自動車有償運行事業) ・路線等 萩の湯を始発とする上り線、海老済を始発とする下り線の2路線により町内を巡回。上下線とも1日3便。 ・使用料 1回 100円 6歳未満、町長が特別な理由があると認めた場合 無料 ・運行方法 委託方式 大野原町社会福祉協議会を通じて大野原町シルバー人材センターに委託 ・定員等 マイクロバス1台 26人	検討中			
定期船対策事業		航路事業 船舶の運航 ・運行区間 伊吹漁港～観音寺港 12km ・運行形態 1日往復4便、航海時間25分 ・運賃(片道) 大人 (1人につき) 410円 小人 (1人につき) 210円 (ただし、小人とは6歳以上12歳未満のものをいう)					
【先進地事例】							
丸亀市(平成17年3月22日合併予定) …… 公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおりとする。ただし、市内循環バスについては、新市移行後、速やかに全市に区域を拡大し、運行する。 総社市・山手村・清音村合併協議会(平成17年3月31日以前に合併予定) …… 地方バスについては、現行のまま新市に引き継ぎ、路線の維持確保に努める。 大洲市(平成17年1月11日合併予定) …… 地方バス路線の維持及び福祉バスの運行については、現行のまま引き継ぎ、新市において必要に応じ制度、運用等を調整する。 砺波市(平成16年11月1日合併予定) …… 市営バス事業及び市営駐車場の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 生活路線バス対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。							

協定項目番号	23-6	合併協定項目	各種事務事業(交通関係)の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	交通分科会
調整の方針(案)		<p>3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整するものとする。</p> <p>4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整するものとする。</p> <p>5 交通安全指導については、合併時に再編調整するものとする。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
交通安全対策会議		<ul style="list-style-type: none"> 交通安全計画の策定 観音寺市交通安全計画を作成するため、観音寺市交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。 交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)観音寺市交通安全計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全計画の策定 大野原町交通安全計画を作成するため、大野原町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。 交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)大野原町交通安全計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全計画の策定 豊浜町交通安全計画を作成するため、豊浜町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。 交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)豊浜町交通安全計画を策定している。 			
放置自転車対策		<ul style="list-style-type: none"> 取り組み JR観音寺駅周辺の放置自転車等を防止し、良好な生活環境を保持する。 目的 駐輪場の整理・整頓 方法 観音寺市シルバー人材センターに委託 		<ul style="list-style-type: none"> 取り組み JR豊浜駅周辺の放置自転車等を防止し、良好な生活環境を保持する。 目的 駐輪場の整理・整頓 方法 自治会がボランティアにて整理・整頓 			
交通安全指導		<ul style="list-style-type: none"> 意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、観音寺市交通対策協議会に助成する。 交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員10人 	<ul style="list-style-type: none"> 意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、交通キャンペーンの実施、町内小学校への横断旗・自治班旗の配布、足型用ペンキの配布を行う。 交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員5人 	<ul style="list-style-type: none"> 意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、町対策協議会が主体となり街頭キャンペーン等を実施する。 交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員7人 			
<p>【参考】</p> <p>交通安全対策基本法(抜粋)</p> <p>(市町村交通安全対策会議)</p> <p>第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。</p> <p>(市町村交通安全計画等)</p> <p>第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前項に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p>							

協定項目番号	23-6	合併協定項目	各種事務事業(交通関係)の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	交通分科会
調整の方針(案)		<p>6 交通安全施設については、合併時に再編調整するものとする。</p> <p>7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整するものとする。</p> <p>8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整するものとする。</p> <p>9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。</p>					
		観音寺市	大野原町		豊浜町		
交通安全施設		<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備 市道部会について危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。 交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。 実施担当 施工箇所の決定は建設課と市民課による協議にて行い、設計・契約については建設課が、支払行為は市民課が行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備 自治会等より依頼を受け、危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。 交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。 実施担当 総務企画課が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備 町道部会について危険箇所並びに交通事故多発地点等に、新たに必要とみなされる箇所へ防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。 交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。 実施担当 総務課が実施。 			
交通安全用具の支給		<ul style="list-style-type: none"> 支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。 	<ul style="list-style-type: none"> 支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。 	<ul style="list-style-type: none"> 支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。 			
チャイルドシート事業			<ul style="list-style-type: none"> 支給要件 大野原町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯に対して、チャイルドシートを購入した場合に支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 支給要件 豊浜町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯で、かつ平成12年4月1日以降の出生児に対して助成。 			
交通災害共済		<ul style="list-style-type: none"> 名称 観音寺市民交通傷害保険 実施期日 毎年12月1日 加入者 13,318人 加入率 30.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 大野原町民交通傷害保険 実施期日 毎年11月1日 加入者 1,086人 加入率 8.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 豊浜町民交通傷害保険 実施期日 毎年11月1日 加入者 1,383人 加入率 15.3% 			
<p>【先進地事例】</p> <p>丸亀市(平成17年3月22日予定) 交通安全対策事業等については、合併までに調整する。</p> <p>備前市・日生町・吉永町合併協議会(平成17年3月31日以前に合併予定) 1 交通安全啓発、交通指導員、防犯灯、駐輪場及び放置自転車対策事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 2 市町民交通傷害保険及びその他の交通対策事業については、新市において調整する。</p> <p>日置市(平成17年2月28日予定) 交通安全関係事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 (1)交通安全計画については、合併時に新たな交通安全対策会議を設置し、策定する。 (2)交通安全運動については、当分の間は現行のとおりとし、新市において新たな計画により推進する。 (3)交通安全施設については、新市において設置基準を定める。</p>							